

○契約業者取扱要領（昭和55年12月1日港管第3722号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第18条 略</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年1月1日から適用する。ただし、昭和55年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和60年1月1日から適用する。ただし、昭和59年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和61年1月1日から適用する。ただし、昭和60年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級（以下「新等級」という。）が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級（以下「旧等級」という。）により指名業者を選定することができるものとする。 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭和64・65年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を行い、等級を決定することができるものとする。 4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格</p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年1月1日から適用する。ただし、昭和55年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和60年1月1日から適用する。ただし、昭和59年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和61年1月1日から適用する。ただし、昭和60年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級（以下「新等級」という。）が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級（以下「旧等級」という。）により指名業者を選定することができるものとする。 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭和64・65年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を行い、等級を決定することができるものとする。 4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格</p>

審査等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成5年6月1日から適用する。

附 則

1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等については、なお従前の例による。
2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定される以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことができるものとする。

附 則

第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月19日港管第2555号)

本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・8年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月17日港管第2374号)

本通達は、平成11・12年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号)

本通達は、平成13・14年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日国港管第802号)

本通達は、平成15・16年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月1日国港管第1189号)

本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。

附 則 (平成16年10月27日国港管第639号)

本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

審査等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成5年6月1日から適用する。

附 則

1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等については、なお従前の例による。
2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定される以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことができるものとする。

附 則

第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月19日港管第2555号)

本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・8年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月17日港管第2374号)

本通達は、平成11・12年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号)

本通達は、平成13・14年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日国港管第802号)

本通達は、平成15・16年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月1日国港管第1189号)

本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。

附 則 (平成16年10月27日国港管第639号)

本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則 (平成17年10月7日国港総第236号)

この要領は、平成17年月10月14日から適用する。

附 則 (平成19年2月13日国港総第731号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則 (平成21年3月31日国港総第980号)

1. 本通達は、平成21・22年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成19・20年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成19・20年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成23年3月24日国港総第800号)

1. 本通達は、平成23・24年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成21・22年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23・24年度の資格の決定を受けようとする場合（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21・22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者（平成23・24年度の資格の決定等級が平成

附 則 (平成17年10月7日国港総第236号)

この要領は、平成17年月10月14日から適用する。

附 則 (平成19年2月13日国港総第731号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則 (平成21年3月31日国港総第980号)

1. 本通達は、平成21・22年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成19・20年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成19・20年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成23年3月24日国港総第800号)

1. 本通達は、平成23・24年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成21・22年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23・24年度の資格の決定を受けようとする場合（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21・22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者（平成23・24年度の資格の決定等級が平成

21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)

1. 本通達は、平成25・26年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成23・24年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。

3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成27年3月13日国港総第480号)

1. 本通達は、平成27・28年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 平成27・28年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則(平成27年3月13日付け国港総第480号)ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成26年国土交通省

21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)

1. 本通達は、平成25・26年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成23・24年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。

3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成27年3月13日国港総第480号)

1. 本通達は、平成27・28年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 平成27・28年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則(平成27年3月13日付け国港総第480号)ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成26年国土交通省

告示第1055号。)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

(等級に関する残留措置)

4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成29年3月14日国港総第519号)

1. 本通達は、平成29・30年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例による。

(等級に関する残留措置)

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成30年10月22日国港総第375号)

1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、

告示第1055号。)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

(等級に関する残留措置)

4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成29年3月14日国港総第519号)

1. 本通達は、平成29・30年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例による。

(等級に関する残留措置)

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(平成30年10月22日国港総第375号)

1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、

<p>平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p> <p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(平成31年 3月13日国港総第627号)</p> <p>1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p> <p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(令和2年6月9日国港総第165号)</p> <p>1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。 (新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第</p>	<p>平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p> <p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(平成31年 3月13日国港総第627号)</p> <p>1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p> <p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(令和2年6月9日国港総第165号)</p> <p>1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。 (新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第</p>
--	--

1条の2(5)の規定の適用については、同条(5)「局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

3. 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。以下同じ。)の適用を受けたため、第3条第2項(8)に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

附 則(令和2年10月29日国港総第395号)

本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月18日国港総第726号)

1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。(等級に関する残留措置)
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(令和3・4年度の資格の決定等級が平成31・32年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
3. 前項の希望をした者については、令和3・4年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(令和3年6月10日国港総第129号)

1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。(資格及び等級の再決定の取扱い)
2. 令和3・4年度の資格及び等級について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和3

1条の2(5)の規定の適用については、同条(5)「局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

3. 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。以下同じ。)の適用を受けたため、第3条第2項(8)に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

附 則(令和2年10月29日国港総第395号)

本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月18日国港総第726号)

1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。(等級に関する残留措置)
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(令和3・4年度の資格の決定等級が平成31・32年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
3. 前項の希望をした者については、令和3・4年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則(令和3年6月10日国港総第129号)

1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。(資格及び等級の再決定の取扱い)
2. 令和3・4年度の資格及び等級について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和3

年国土交通省告示第 246 号) による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成 20 年国土交通省告示第 85 号) に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和 3 年 9 月 30 日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第 9 条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (令和 3 年 6 月 28 日国港総第 185 号)

本通達は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 2 月 24 日国港総第 618 号)

本通達は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 10 月 3 日国港総第 384 号)

本通達は、令和 5・6 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、令和 3・4 年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年 11 月 30 日国港総第 459 号)

1. 本通達は、令和 3・4 年度の資格審査に係るものから施行する。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 令和 3・4 年度の資格及び等級について、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和 4 年国土交通省告示第 827 号) による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成 20 年国土交通省告示第 85 号) に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 2 月 15 日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 令和 5・6 年度の資格及び等級について、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和 4 年国土交通省告示第 827 号) による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3

年国土交通省告示第 246 号) による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成 20 年国土交通省告示第 85 号) に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和 3 年 9 月 30 日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 前項の申請をした者については、改めて第 9 条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (令和 3 年 6 月 28 日国港総第 185 号)

本通達は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 2 月 24 日国港総第 618 号)

本通達は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 10 月 3 日国港総第 384 号)

本通達は、令和 5・6 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、令和 3・4 年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年 11 月 30 日国港総第 459 号)

1. 本通達は、令和 3・4 年度の資格審査に係るものから施行する。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 令和 3・4 年度の資格及び等級について、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和 4 年国土交通省告示第 827 号) による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成 20 年国土交通省告示第 85 号) に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 2 月 15 日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

3. 令和 5・6 年度の資格及び等級について、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和 4 年国土交通省告示第 827 号) による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3

項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

4. 前第 2 項の申請をした者については、改めて第 9 条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日国港総第 6 8 6 号）

1. 本通達は、令和 5・6 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、令和 3・4 年度の資格審査については、なお従前の例による。

（等級に関する残留措置）

2. 第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第 8 条の規定に基づき令和 3・4 年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（令和 5・6 年度の資格の決定等級が令和 3・4 年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、令和 5・6 年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第 9 条の規定に基づく通知を行うものとする。

項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき経営事項審査を受けた場合には、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。

4. 前第 2 項の申請をした者については、改めて第 9 条の規定に基づく通知を行うものとする。

（追加）